

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1163号)

平成25年5月10日

横情審答申第1163号
平成25年 5 月 10 日

横浜市教育局委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年10月 9 日教健第1770号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「児童用給食用白衣の保護者負担に関する学校調査について」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「児童用給食用白衣の保護者負担に関する学校調査について」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「児童用給食用白衣の保護者負担に関する学校調査について」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年8月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 給食時に児童が使用する白衣等（帽子を含む。以下「給食用白衣等」という。）については、学級や学年で共同使用するものと位置づけ、原則として公費負担としているが、各学校において、給食用白衣等を共同使用することに対する衛生面の配慮などの理由から私費負担とする場合は、公費・私費の負担区分について使途区分を明確にし、その取扱いに十分に注意した上で、各学校の判断としている。

これらの理由により、市立小学校に対して、給食用白衣等の保護者負担に関する調査に係る事務は行っていない。

- (2) 請求内容である給食用白衣等の保護者負担に関する情報については、教育委員会事務局として、市立小学校に対して調査を行った事例はないため、本件申立文書は作成しておらず、保有していない。

また、申立人からの新聞投稿（以下「本件投稿」という。）に対する回答（以下「回答1」という。）に記載した学校実態については、一例であり、回答をするに当たり根拠とした行政文書はなく、保有していない。

これらの理由により、本件申立文書については非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の開示を求める。
- (2) 給食用白衣等は、申立人の経験では公費で用意されていたが、給食用白衣等を保護者負担として用意させている学校があるとの情報を得た。そこで区内の小学校に電話で問い合わせたところ、給食用白衣等を保護者負担としている学校があることが分かった。申立人は給食用白衣等のうち帽子については問題にしておらず、白衣について問題にしている。
- (3) 本件では平成24年5月に本件投稿が新聞に掲載された。本件投稿に対して、実施機関は新聞紙上に教育委員会事務局健康教育課長名で回答1を行っている。

さらに申立人は、給食用白衣等の保護者負担についての調査を求める請願を同年6月に横浜市教育委員会あてに提出した。これに対し回答（以下「回答2」という。）が届いたので、さらに回答2に対する質問を提出したところ、回答（以下「回答3」という。回答1から回答3までを総称して、以下「本件回答」という。）が届いた。

本件回答を受け、学校への何らかの実態調査が行われたものと判断した。すなわち本件回答をするための行政文書が存在しなければならない。

- (4) 実施機関は、作成しておらず保有していないとの理由で本件処分を行ったが、本件申立文書が存在せず、根拠のない回答をすることはあり得ないので、本件処分は不当である。
- (5) 実施機関は非開示理由説明書において「学校調査に係る事務は行っていない」「市立小学校に対して調査を行った事例はない」と述べているが、本件回答において、具体的な事例を述べているにもかかわらず、その根拠としたものを全く示していない。これが事実であれば、本件回答は虚偽で捏造したものと捉えざるを得ない。

市民への回答そして新聞による公表のためには、信頼に足る根拠となる文書、聞き取りの記録等が存在しなければならない。

- (6) 横浜市立学校の学校配当予算執行要領（以下「要領」という。）では、「児童用白衣 給食当番児童の白衣等」は公費負担と例示されている。各家庭の経済状況により学力格差が生じている実態がある中で、学校教育における費用はできるだけ公費で行うべきという認識である。本件回答の内容は具体的であり、主に保護者要望

による私費負担と原則個人所有の私費負担の2つであることを明示している。

- (7) 校長会での確認や、指導主事、給食担当など様々な人に電話等での確認などがある、本件回答がなされたものと考えている。そうすると、それらの確認した事項を整理・集約したもの、統計化したものなどが存在するであろうと考えている。

5 審査会の判断

(1) 給食用白衣等に係る経費について

横浜市立小学校の給食実施に係る必要経費については、毎年度各学校に予算配当されており、各小学校では要領に基づき、必要な消耗品の購入、備品の修繕等を行っている。要領では、予算執行の基本的な考え方として、公費負担すべきものについては公費化を図り、個人の負担に頼る必要はないものとの認識であることを示している。公費・私費の負担区分については、教育課程の実施に必要な経費は原則として公費負担区分とし、児童の所有に係る経費及び教育活動の結果として直接的利益が児童個人に還元されるものに係る経費については、私費負担区分としている。

給食用白衣等については、学級や学年で共同使用するものと位置づけ、原則公費負担としている。

(2) 本件申立文書について

申立人は、実施機関が本件回答を行うための信頼に足る根拠となる文書、聞き取りの記録等が存在するはずである旨主張している。当審査会では、このことと開示請求書の記載内容を併せ考え、本件申立文書は、実施機関が本件回答を行うに当たり、回答内容の根拠となる各学校への給食用白衣等に関する調査内容又は確認内容を記録した文書であると判断した。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市立小学校に対して給食用白衣等の私費負担に関する調査は行っていないため、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について確認するため、平成25年3月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 給食用白衣等について、各学校が公費負担としているか、私費負担としているかの調査は実施していない。今年度、給食実施校は353校であるが、学校に調査を行うということはせずに、本件回答を行っている。

- (イ) 教育委員会事務局指導部健康教育課（以下「健康教育課」という。）には指

指導主事や学校栄養職員が在籍している。指導主事の業務は、学校・地域との連携・支援であり、定期的な学校への訪問指導も行っている。学校栄養職員は、複数の学校勤務を経験しており、また、月例業務連絡会の実施により様々な情報の提供や共有を図っている。児童の健康・衛生や安全の管理、食教育などの業務を行う中で、給食用白衣等のうち帽子については衛生面での理由等により、保護者が要望して個人所有のものを購入している事例があることは、課内における職員との口頭でのやり取りにより把握していた。このような事例など、保護者からの要望やPTAでの話し合いを踏まえ、各学校長が学校事情により対応を行っているものと認識していた。

(ウ) 本件投稿を受け、改めて当課の指導主事及び学校栄養職員に聴取し、帽子を保護者の負担としている学校があることを確認したものであり、文書化はしていない。

(エ) 回答1に記載した「白衣」は、帽子のことを含んで示している。全児童が帽子を個人所有としている学校があることは把握していたので、帽子は私費負担という場合も含め「白衣」と記載したものである。

(オ) なお、その後の平成24年9月に、保護者に配布した給食用白衣準備に関する小学校からの一切の文書について開示請求を受け、全校に請求に係る文書があるか確認をし、給食用白衣等のうち帽子ではない白衣について原則私費負担としている学校があること及びそれが全市で1校であることを把握した。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように検討する。

実施機関の説明によれば、健康教育課に在籍する指導主事や学校栄養職員は、学校現場や業務連絡会において、各学校における児童の健康・衛生面の情報を把握し、課内で常に共有できる状況にあり、よって、あらかじめ把握していた、全児童が帽子を個人所有としている学校があるとの情報により、「白衣」を帽子を含むものと解して本件回答を行ったとのことである。また、給食用白衣等である白衣及び帽子の公費・私費の負担区分については、原則公費負担ではあるが、保護者からの要望やPTAでの話し合いにより、最終的には各学校長の判断としているとの説明である。

申立人は、給食用白衣等のうち帽子については状況を把握しており、問題にしているのは白衣のみである旨主張するが、実施機関が「白衣」を帽子を含むもの

と解し、市立小学校に対して給食用白衣等の保護者負担に関する調査は行わず、既に把握していた情報に基づき本件回答を行っている以上、当審査会は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明について、特段不合理であるとはいえないと判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年10月18日 (第144回第三部会) 平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・諮問の報告
平成24年10月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・諮問の報告
平成25年2月8日 (第228回第二部会)	・審議
平成25年2月22日 (第229回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年3月8日 (第230回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年3月22日 (第231回第二部会)	・審議
平成25年4月12日 (第232回第二部会)	・審議